



2022年5月20日

各位

会社名 モリテック スチール株式会社
代表者名 代表取締役社長 門 高司
(コード番号 5986 東証スタンダード市場)
問合せ先 常務取締役管理本部長 谷口 正典
(TEL 06-6762-2721)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月23日開催の当社第81回定時株主総会の議案として、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

当社定款に新たな目的を追加するとともに、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更するものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第2条は、当社定款の新たな目的を追加するものであります。
- (2) 変更案第5条は、当社の公告方法を電子公告に変更し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。
- (3) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (4) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (5) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (6) 上記(3)～(5)の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月23日（木）（予定）
定款変更の効力発生日	2022年6月23日（木）（予定）

以上

(別紙)

(下線は、変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条 <条文省略>	第1条 <現行どおり>
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. <u>みがき特殊帯鋼、ステンレス鋼、一般鋼材の加工ならびに販売</u> <新 設> 2. 各種機械工具の製造ならびに販売 3. 電動機器およびその部分品の製造ならびに販売 4. 自動車、家庭用電気器具、および各種工作機械の合成樹脂製部分品の製造ならびに販売 5. 各種商品の輸出入 6. 前各号に附帯関連する一切の事業	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. <u>みがき特殊帯鋼、ステンレス鋼、一般鋼材の加工ならびに販売</u> 2. <u>各種産業機械およびその他機械の製造ならびに販売</u> 3. <u>各種機械工具の製造ならびに販売</u> 4. <u>電動機器およびその部分品の製造ならびに販売</u> 5. <u>自動車、家庭用電気器具、および各種工作機械の合成樹脂製部分品の製造ならびに販売</u> 6. 各種商品の輸出入 7. 前各号に附帯関連する一切の事業
第3条～第4条 <条文省略>	第3条～第4条 <現行どおり>
(公告方法) 第5条 当社の公告は <u>日本経済新聞に掲載</u> する。	(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第6条～第13条 <条文省略>	第6条～第13条 <現行どおり>
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結決算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	<削 除>
<新 設>	(電子提供措置等) 第14条 1. 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第15条～第39条 <条文省略>	第15条～第39条 <現行どおり>
<新 設> <新 設> <新 設>	附則 1. <u>現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更定款第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</u> 3. <u>本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後に、これを削除する。</u>

以上